

内閣参質八五第三号

昭和五十四年一月三十日

内閣総理大臣 大平 正 芳

参議院議長 安 井 謙 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩県在住の被爆者の援護に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十三年十二月末現在において、沖繩県に在住し、被爆者健康手帳を有する被爆者の数は三百四十四人である。また、沖繩県在住被爆者が過去に支払った医療費総額を算出することは困難である。

二について

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が施行された昭和三十二年から復帰前の沖繩において同法に準ずる措置が講ぜられた昭和四十一年までの間において、同法による医療の措置を受けることができなかった沖繩の被爆者に対し、特別の措置として一人当たり二十万円の一時金を

支給することとし、昭和五十四年度予算の政府原案において所要の経費を計上している。